

慶弔規程

(総 則)

第1条 立命館スポーツフェローの慶弔に関する規程をここに定める。

(適用範囲)

第2条 適用する範囲は次のとおりとする。

1. 本会加盟の各部OB・OG会。
2. 本会の名誉顧問、名誉会長、顧問、参与、並びに会則第13条により定められた役員。
3. その他、特に本会の発展に功労があり、常任幹事会の議を経て賛同を得た個人および団体。

(慶 事)

第3条 加盟各部OB・OG会より、祝賀会等(周年、優勝祝賀会、激励会等)の出席案内が会長にあれば、本会より『立命館スポーツフェロー』名で金一封(1万円)を贈呈する。なお、加盟各部OB・OG会より、役職で招待を受けた場合は個人負担とする。

(弔 事)

第4条 幹事以上の本人が死亡した場合は、1万円以内の範囲で次のものを供える。
香典、供花、柩等とする。

第5条 幹事以上で、親、配偶者、子供等の死亡した場合は本規定を適用しない。
但し、香典、供花、柩等の依頼があれば『立命館スポーツフェロー』の名称の使用は了承するが、費用は負担しない。

第6条 幹事以外の会員の場合は、第5条を適用する。

(附 則)

1. 本規定は、1998年5月17日より施行する。
2. 施行以前の慣習は廃止する。

制定(理事会) 1998年(平成10年)5月17日
一部改正(総会) 2001年(平成13年)2月24日